

令和2年2月28日

保護者の皆様へ

こども青少年局放課後児童育成課

一斉臨時休業期間中の「放課後キッズクラブ」の対応について

令和2年2月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部会合で、全国の小学校、中学校、高等学校等について臨時休業が要請されたことを受けて、厚生労働省から事務連絡が示され、放課後児童健全育成事業（※）は、原則開所するよう要請がありました。

また、市立学校における一斉臨時休業の間、各学校において「緊急受入れ」を実施することを踏まえ、放課後キッズクラブについては、次の通り対応します。

保護者の皆様におかれましては、子ども達への感染拡大を防ぐための措置に、御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

※放課後児童健全育成事業とは、放課後キッズクラブの「利用区分2」が該当します。

1 放課後キッズクラブの利用について

(1) 利用区分2(留守家庭児童等)の児童

学校の緊急受入れ時間終了後から19時まで利用ができます。

4年生以上で、利用区分2に登録している児童も、放課後の時間(14時30分)から利用ができます。

(2) 利用区分1の児童

利用できません。※17時以降の一時(スポット)利用<有料>もお受けできません。

ただし、利用区分1から利用区分2へ区分の変更については、随時クラブにおいて受け付けます。提出書類として求めている「留守家庭児童等であることの証明書(就労証明等)」は、後日の提出でも可とします。

2 留意事項

- ・感染症対策を踏まえた上での活動内容となります。
- ・毎朝、お子様の体温を測り、37.5℃以上の発熱がある場合は、放課後キッズクラブを利用しないでください。放課後キッズクラブにおいても、必要に応じてお子様の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、お子様の受入れができませんので、ご了承ください。
- ・過去に発熱等が認められた場合については、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでも、同様の取扱いとさせていただきます。
- ・ご家庭での健康観察をよろしくお願いいたします。

2月28日(2月27日付)に配布したキッズクラブの対応方法と変更になりました。本通知をご確認ください。

利用方法、参加申込書等に関するお問い合わせについては、直接利用するキッズクラブへお問い合わせください。

担当 こども青少年局放課後児童育成課

TEL 671-4068、671-4152